

**コーレルトランザクショナルライセンスプログラム (CTL)
条件**

いかなる者も、コーレルの署名権限を持つ役員の書面による同意がない限り、
以下の条件を変更する権限を有さない。

1. コーレルは、ライセンシーが購入したソフトウェアのオリジナルコピーに付属するエンドユーザーライセンス契約 (以下、「EULA」) の規定と本契約 (以下、「CTL」) に規定された条件にライセンシーおよびエンドユーザーが継続して従うことを条件として、購入したソフトウェアを本 CTL に従って内部使用目的のために使用する無期限の非独占的、譲渡不可のライセンスをライセンシーに付与する。EULA と CTL の条件が衝突する場合、CTL の条件が優先するものとする。
2. **定義** 本 CTL で使用されている用語については、別表「A」で定義する。
3. **ライセンス** 本 CTL を受けるライセンシーは、本 CTL に基づいて付与されるすべての権利および義務に関連する作為および不作為について完全に責任を負う。
 - 3.1 ソフトウェア ライセンシーが EULA および本 CTL の条件に遵守することを条件として、コーレルは非独占的および譲渡不可の以下の権利をライセンシーに付与する。
 - i. 本 CTL によって許可される数のソフトウェアのコピーをインストールすること。
 - ii. 本 CTL によって許可される数のソフトウェアのコピーを使用すること。
 - iii. ソフトウェアを家庭およびラップトップで使用する。
 - iv. ソフトウェアの正規使用を助ける目的でソフトウェアのバックアップコピーを 1 部作成すること。
 - v. 本 CTL に基づいてライセンス供与されるソフトウェアをマルチプラットフォームで使用する。
 - 3.2 制限事項 セクション 3 で付与される権利は、本 CTL の条件に従う。
 - 3.3 ライセンスの購入 本 CTL に含まれるいかなる内容も、ライセンシーにソフトウェアライセンスまたは保守ライセンスを販売する申込とはみなされない。ライセンシーは、ソフトウェアライセンスまたは保守ライセンスをコーレルまたはコーレル正規再販業者から購入するものとする。本 CTL は、本 CTL に基づいてライセンシーが購入したソフトウェアライセンスまたは保守ライセンスの条件を単に規定したもので、当該ソフトウェアライセンスまたは保守ライセンスの購入および販売に関する合意を成すものではない。
 - 3.3.1 ライセンシーは、本 CTL に基づいてコーレルまたはコーレル正規再販業者から購入したソフトウェアライセンスまたは保守ライセンスについて、適用されるソフトウェア価格 (または再販価格) をコーレル (またはコーレル正規再販業者) に支払うものとする。
4. **保守** ライセンシーがコーレルまたはコーレル正規再販業者から保守ライセンスを購入した場合 (「保守ライセンス」)、ライセンシーは以下のセクション 4.1 から 4.5 に規定されている保守を受ける権利を有するものとする。
 - 4.1 保守の購入 ライセンス購入時に限り、ライセンシーはコーレルまたはコーレル正規再販業者から保守ライセンスを購入することができ、かかる初期保守ライセンスおよび以降の保守ライセンスは保守期間の最終日に終了するものとする。本 CTL における保守ライセンスの最初の購入はオプションとする。ライセンシーは、本 CTL の日付に保守価格の全額を支払う。保守は、保守ライセンスが購入されたライセンスに対してのみ提供されるものとする。

本 CTL に含まれるいかなる内容も、ライセンシーに保守ライセンスを販売する申込とはみなされない。ライセンシーは、保守ライセンスをコーレルまたはコーレル正規再販業者から購入するものとする。本 CTL は、本 CTL に基づいてライセンシーが購入した保守ライセンスの条件を単に規定したもので、当該保守ライセンスの購入および販売に関する合意を成すものではない。

4.2 アップグレード 保守期間中、ライセンシーは、セクション 3.1 に従い、購入したライセンスの数までコーレルまたはコーレル正規再販業者からアップグレードを受け取り、当該アップグレードのコピーをインストールしてソフトウェアの前のリリースのコピーと置き換える権利を有するものとする。

4.3 本 CTL に基づいてライセンス供与されるソフトウェアの 1 つ前のバージョンの使用。

4.4 本 CTL に基づいてライセンス供与されるソフトウェアの一部または全部の多言語での使用。

4.5 本 CTL のいかなる内容も、任意の製品のアップグレードまたは更新が作成されること、または作成されるとしてもそのアップグレードまたは更新がいつ市販されるかを保証または暗示すると解釈されるものではない。

5. サポート 下記のセクション 5.1 の規定は、本 CTL に基づくすべてのライセンスに適用される。

5.1 標準サポート ライセンシーは、無料の電子サポート (知識ベースのツールおよびその他のオンラインツール) を受けることができる。コーレルは、妥当な努力に基づいてのみテクニカルサポートの要求に対処し、すべての問題または要求を解決できるとは限らない。コーレルは、ソフトウェアが適切な操作条件下で使用され、かつ指定のハードウェアシステム、構成部品、およびオペレーティングシステムと一緒に使用される場合のみ、ソフトウェアをサポートすることに同意する。コーレルは、提供している標準サポートの条件を通知なしで変更する権利を留保する。

6. 監査権 コーレルの書面による要求により、ライセンシーは、権限のある役員またはライセンシーの代理人によって署名された、ライセンシーの現在のソフトウェアの使用を証明する書類にかかる要求の日から 7 日以内にコーレルに提供するものとする。本 CTL の期間中、コーレルは、年度ごとに 1 度、または本 CTL のライセンス供与または報告に関する規定にライセンシーが従っていないと信じる理由がコーレルにある場合はそれよりも頻繁に、自らの費用負担で、48 時間前までに書面をもって通知することにより、ライセンシーのソフトウェアの使用を監査することができる。ライセンシーがソフトウェアの使用を実際より少なく報告していたことが監査によって明らかになった場合、ライセンシーは、実際の使用をサポートするのに十分な数のライセンスをコーレルまたはコーレル正規再販業者から直ちに購入するものとする。ライセンシーがソフトウェアの使用を 5 % 以上少なく報告していた場合、ライセンシーは監査にかかった妥当な費用も支払うものとする。ライセンシーは、本 CTL に従ってソフトウェアを使用し、ライセンスを遵守していることを証明する十分な記録を保持するものとする。

7. 契約の期間と終了

7.1 違反 本 CTL の違反があった場合、コーレルは、その違反を治癒するための期間として他方の当事者に 30 日間の書面による解除の通知をすることにより、本 CTL を終了させることができる。上記の通知期間の終了時に違反が治癒されない場合、本 CTL はこれ以上の通知なしに終了するものとする。

7.2 未払い ライセンシーが、コーレルまたはコーレル正規再販業者に支払うべき金額をコーレル正規再販業者の支払条件に従って支払わない場合、コーレルは、本 CTL に従ってライセンシーの権利を終了させることができ、ライセンシーへの通知をもって直ちに効力を生じるものとする。

7.3 終了または満了の効果 本 CTL が終了または満了すると、本 CTL に基づくライセンシーの権利はセクション 3.1 および 8.4 の規定に従って終了するものとする。上記にかかわらず、本 CTL の終了

がセクション 7.2 の違反の直接の結果である場合、本 CTL に基づいて付与されたすべての権利は直ちに終了するものとする。

7.4 本契約の終了または満了時、セクション 8.4 の規定に基づき存続しているライセンシーの権利は、終了または満了時にライセンシーが使用およびインストールできるソフトウェアのバージョンにのみ適用されるものとする。

7.5 救済 本 CTL のいかなる内容も、国際著作権法に基づく救済に限らず、法律上または衡平法上においてコーレルが得られるいかなる救済措置も放棄または制限するものではない。

8. その他

8.1 変更 コーレルは、ソフトウェア価格および保守価格を適宜変更する権利を明示的に留保し、ライセンシーが行う各支払は、支払時の現行の価格に従って計算されるものとする。

8.2 拘束力／譲渡 本 CTL は、両当事者のそれぞれの代理人、承継人、および譲受人に対して拘束力を有する。ただし、ライセンシーは、本 CTL をコーレルの書面による事前の同意なく譲渡しないものとする。コーレルは、任意のソフトウェアに対するコーレルの権利の購入者に本 CTL を譲渡する権利を有するものとする。

8.3 救済 本契約のいかなる内容も、国際著作権法に基づく救済に限らず、法律上または衡平法上においてコーレルが得られるいかなる救済措置も放棄または制限するものではない。

8.4 存続 セクション 3.1 (ii)、(iii)、(iv)、(v)、およびセクション 6 の規定は、本 CTL の終了後も存続するものとする。

アカデミック版における修正事項

以下の修正事項は、本 CTL の条件に従ってソフトウェアを購入する学術機関に対してのみ適用される。

1. 本 CTL で言及しているコーレル正規再販業者はすべてコーレル正規アカデミック版再販業者に置き換えられる。

2. 本 CTL のセクション 3.1 (iii) は削除され、以下の条文に置き換えられる。

3.1 (iii) ソフトウェアの一部または全部の家庭／ラップトップ使用ライセンスを教職員およびスタッフに対してのみ用いること。

3. 本 CTL のセクション 5.1 は削除され、以下の条文に置き換えられる。

5.1 アカデミック版のサポート ライセンシーは、無料の電子サポート (知識ベースのツールおよびその他のオンラインツール) を受けることができる。コーレルは、妥当な努力に基づいてのみテクニカルサポートの要求に対処し、すべての問題または要求を解決できるとは限らない。コーレルは、ソフトウェアが適切な操作条件下で使用され、かつ指定のハードウェアシステム、構成部品、およびオペレーティングシステムと一緒に使用される場合のみ、ソフトウェアをサポートすることに同意する。コーレルは、提供しているサポートの条件を通知なしで変更する権利を留保する。

別表「A」 定義

以下の定義は本 CTL に適用されるものとする。

エンドユーザー 本 CTL に従ってソフトウェアを使用することがライセンシーによって許可される個人を意味する。

EULA 本 CTL に従ってライセンス供与されるソフトウェアに含まれるコーレルのエンドユーザーライセンス契約を意味する。

内部使用 ライセンシーの内部的な業務でのみ使用することを意味する。

ライセンシー 本 CTL の冒頭に記載されたライセンシーを意味する。

家庭およびラップトップ使用 主に使用するコンピュータ上の、1 つ目のコピーが存在するメモリまたは仮想メモリに 2 つ目のコピーが同時に存在しない限りで、ソフトウェアの 2 つ目のコピーをポータブルコンピュータまたは家庭用パーソナルコンピュータで使用する権利を意味する。

保守 一般に、本 CTL のセクション 4 に記載されている規定を意味する。

保守ライセンス 保守ライセンスの購入日から連続する 2 年の間、本 CTL のセクション 4 に定義されている保守サービスおよびサポートを受ける権利を意味する。

保守期間 保守ライセンスの購入日に始まり、保守ライセンスの購入日から 2 年が経過した日に終了する期間を意味する。

保守価格 コーレルまたはコーレル正規再販業者によって公表される、保守ライセンスの現在の希望表示価格を意味する。適宜修正される。

マルチプラットフォーム使用 適用可能な Windows または Macintosh オペレーティングシステム (Unix および Linux は除く) でソフトウェアの同等バージョンを使用する権利を意味する。

多言語ライセンス 1 人のユーザーが 1 台のマシンでソフトウェアのサポートされている同等言語バージョンのいずれかまたはすべてを同時に使用する権利を意味する。本 CTL のいかなる内容も、任意の製品の新しい言語バージョンが作成されること、または作成されるとしてもそのバージョンがいつ市販されるかを保証または暗示すると解釈されるものではない。

新製品 コーレルによってリリースされ、あくまでアップグレードではなく「新製品」とコーレルが称する完全に新しいソフトウェア製品またはソフトウェアの主要な改訂を意味する。提供する主要な改訂製品がアップグレードか新製品かに関して問題が生じた場合は、コーレルの見解が優先する。ただし、コーレルは提供する主要な改定製品に関してエンドユーザーのライセンシーも同様に扱うものとする。

ソフトウェア 本 CTL に基づいてライセンシーにライセンス供与されるソフトウェアならびにアップグレードおよび更新を総称して意味する。

ソフトウェア価格 コーレルによって公表される、ソフトウェアライセンスの現在の希望表示価格を意味する。適宜改定される。

更新 ソフトウェアの操作上の欠陥 (プログラムバグ) を修正するために、保守期間中にコーレルによってリリースされ、ソフトウェアの標準バージョン、リテールバージョン、シュリンクラップバージョンのエンドユー

ザーに対する追加費用なしでコーレルによって一般的に提供される修正または修正の集まりを意味する。

アップグレード 保守期間中にコーレルによってリリースされ、あくまで新製品ではなく「アップグレード」とコーレルが称するソフトウェアの改訂を意味する。ほとんどの場合、アップグレードは小数点のすぐ右または左のソフトウェアバージョン番号の変更によって表示される（たとえば、バージョン 5.1 から6.0、バージョン 6.0 から 6.1 など）。

使用または使用中

(a) 使用時にネットワーク接続されていないシングルユーザーコンピュータの場合、コンピュータのハードドライブにインストールされているソフトウェアの一部を意味する。使用時にネットワークサーバーに接続されているシングルユーザーコンピュータの場合、ハードドライブにソフトウェアまたはソフトウェアの一部がインストールされているコンピュータ（入力デバイスを含む）の数を意味する。ネットワークを使ってマルチセッションサーバーに接続されているシングルユーザーコンピュータの場合、同時に実行されているセッションの最大数を意味する。

(b) ネットワーク接続されていないマルチユーザーコンピュータ（入力デバイスを含む）の場合、同時に実行されているセッションの最大数、またはメモリもしくは仮想メモリにインストールもしくはロードされているソフトウェアの一部のうち、いずれか大きい方を意味する。ネットワークサーバーに接続されているマルチユーザーコンピュータまたはワークステーションの場合、同時に実行されているセッションの最大数、またはソフトウェアもしくはソフトウェアの一部がインストールされているコンピュータの数のうち、いずれか大きい方を意味する。マルチセッションサーバーを使ってネットワーク接続されているマルチユーザーコンピュータの場合、同時に実行されているセッションの最大数を意味する。

アカデミック版における修正事項

定義に関する以下の修正事項は、本 CTL アカデミック版ライセンスの条件に従ってソフトウェアを購入する学術機関に対してのみ適用される。

1. エンドユーザーの定義は削除され、以下の定義に置き換えられる。

エンドユーザー 本 CTL に従ってソフトウェアを使用することをライセンシーによって許可され、適格機関として指定された個人を意味する。

2. ライセンシーの定義は削除され、以下の定義に置き換えられる。

ライセンシー 個別には本 CTL の冒頭に記載された実体を意味し、総称的には当該実体および当該実体が支配権を保持する関連機関（コーレルによって適格機関とみなされることを条件とする）を意味する。

3. アカデミック版プログラムについては、適格機関についての以下の定義を本 CTL に追加する。

適格機関 教育上の指導を提供することが唯一の目的である公的または私的な認可校を意味する。機関は、幼稚園、小学校、中学校、職業訓練学校、通信教育学校、短期大学、単科大学、総合大学、または、関連する教育省庁が認める団体によって認可された科学的または技術的な研究機関でなければならない。適格機関には、上記で規定された資格を満たす実体の管理者または組織である機関（国の教育部局、教育委員会、教育省庁、学区の行政職員など）、教育機関に完全に所有または提携されている病院、共同体、地域または地区に一般的な図書サービスを無料で提供する公共図書館（公的または民間資金の支援を受けることができ、サービス区域外のユーザーにのみ料金を課すことができる）、一般公衆に定期的に公開する目的で有形物を所有または利用する美術館（教育または芸術目的のために永続的に組織された公共または民間の非営利機関）、任意のセキュリティレベルの矯正施設が含まれる。営利会社と一切関連しない登録された非営利組織および慈善組織だけが資格を有する。ライセンシーが適格教育機関かどうかに関して問題が生じた場合、コーレルの見解が優先するものとする。